



Title	フランス革命をどう記述していくか：人権宣言とラテンアメリカ
Author(s)	安東, 峻; 浮田, 恵奈; 田村, 亨 他
Citation	大阪大学歴史教育研究会 成果報告書シリーズ. 2016, 12, p. 40-59
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/62149
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

フランス革命をどう記述していくか ——人権宣言とラテンアメリカ——

安東峻・浮田怜奈・田村亨・道越奈苗

はじめに

今から 200 年前、日本から遠く離れたヨーロッパで起きたフランス革命をどのように現代の高校生に伝えるか。高等学校学習指導要領・世界史 A には、この単元の目的として、「産業革命と資本主義の確立、フランス革命とアメリカ諸国の独立、自由主義と国民主義の進展を扱い、ヨーロッパ・アメリカにおける工業化と国民形成を理解させる」ということが明記されている。この学習指導要領に基づいて高校の授業は展開される。それでは、実際に授業で使用される教科書にはどのように記述されているのだろうか。まずは、フランス革命についての簡単な教科書内容の比較から行いたい。検討を行うにあたって、第一学習社、実教出版、東京書籍、山川出版社、帝国書院の 5 社を対象とした（資料 1～5）。

この五つの出版社からの教科書記述の内容をまとめて検討していくと、ほとんどの教科書において、封建的特權の廃止と人権宣言を重視し、フランス革命を近代の画期であるとして積極的に評価している¹。また教科書記述の流れについても、啓蒙主義の発生から、アメリカ独立革命がおこり、そしてフランス革命が起こったというような流れで記述されている。つまり、啓蒙思想が結実する事によって、近代の出発点たるフランス革命に至る、という筋書きであり、「成るべくして成了った近代」というような印象を受ける。

一方で、教科書の中には女性の人権や黒人奴隸の記述といった、最新の研究動向を取り入れようとしているものも見受けられる。例えば、実教出版や東京書籍はオランプ・ド・グージュなどの女性をはじめとした、フランス革命に関わった女性について言及している（資料 6、7）。また、南アメリカ大陸における諸革命を含んだ、黒人奴隸についての記述は、ほと

¹ フランス革命を近代の画期として積極的に評価する教科書記述については、封建的特權の廃止と人権宣言の他、王政を廃止して共和政（第一共和政）に至る段階が重視されている。ただし今回については、特に前者に注目して議論するため、資料引用についても、後半部分を割愛し、封建的特權の廃止と人権宣言までの該当部分のみ引用する。

また、産業革命やフランス革命、アメリカ独立革命を一貫して近代の画期として記述する教科書も見られるが、こちらも今回は資料引用を割愛する。

んど全ての出版社の教科書に見出す事ができる。

しかし、これらについてはただ言及しただけというような印象もぬぐいきれず、全体の流れとの連関性や、このような視角を導入することについての意義が不明確なままである。本稿では、フランス革命に関する最新の研究動向をふまえた新たな教科書記述を提案したい。

本稿の構成について簡潔に触れておこう。まず、フランス革命に関する研究史上の新しい動向や位置づけの推移について整理する。次に、フランス革命の精神の象徴としてとらえられている「人権宣言」を取り上げ、とくにその権利保護の対象から「排除」されている人びとに注目することで、その「時代性」を浮き彫りにする。最後に、フランス革命が国外に及ぼした影響をとらえるため、フランスの重要な植民地であったハイチにおける革命と、そのフランス本国との関係性について考察したい。

第1章 フランス革命の評価

(1) ブルジョワ革命論とその批判、政治文化論

新たな教科書記述を提案するにあたり、その分野について今までいかなる研究がなされてきたのかをふまえることは不可欠である。したがって、本章では、はじめにフランス革命史研究の動向について述べたい。

フランス革命史研究において、長らく主流的位置を占めていたのは、ブルジョワ革命論であった。この革命論は、歴史家によって多少の差異はあるものの、基本的に以下の三点にまとめられる。①フランス革命の原因は革命以前の支配階級であった封建貴族と新興のブルジョワジーとの階級闘争にあり、結果としてブルジョワジーが勝利したこと、②その因果のために、フランス革命をもって「封建制」から「資本主義」への生産様式への移行における断絶としてとらえていること、③その断絶をもたらした歴史的主体をブルジョワジーとすることである²。

1950年代半ば以降、このブルジョワ革命論に対して批判が加えられた（ブルジョワ革命否定論）。そこではまず、封建貴族とブルジョワジーの階級闘争に革命の原因を見ることが否定された。そして、革命はブルジョワジーの支配を確立したのではなく、基本的に土地所有に基づきおく名士エリートの支配を強化する結果となったと論じた。さらに、革命に先行して封建制のブルジョワ化が進んでいたことや、革命前後のエリート支配の一貫性が指摘され、革命前後の連続性が主張されたのである。

とはいって、ブルジョワ革命論やそれに対する批判は、いずれも政治を社会的・経済的基盤によって解釈し、革命の原因と結果を社会的・経済的観点から論じているという点では同じであった。これに対し、1970年代末から新たな研究が現れた。政治文化論と総括されるその

² [山崎ほか 2013 ; 5-8 頁]

研究の代表的な人物が、フランソワ・フュレである。フュレは、経済的因果関係から革命を理解する歴史観を批判し、フランス革命はきわめて政治的事件であったとして、「政治的なものをそれとして分析すること」を提唱した。また、フランス革命のうち、とくに全国三部会の召集からテルミドールのクーデタまでの現象を「革命家の言語＝イデオロギーの論理的帰結」と評価した。フュレの理論を「政治文化」全般に敷衍したのは、リン・ハントである。ハントは、フランス革命はなによりも政治文化の革命であり、この政治文化こそが革命に首尾一貫した論理を与えたと主張した³。

こうして現在では、フランス革命の革命たる所以は、ブルジョワ革命論で論じられたような社会的・経済的レベルの断絶にではなく、むしろ政治や文化のレベルでの断絶に求められるようになっているのである⁴。

なお、フュレやハントのように革命の要因を「文化」の次元で捉える見方は、革命 200 周年前後の日本の研究者にも影響を与えるものであった。日本では政治文化論に軸足をおいた研究が多数なされており、とくに小林亜子氏は公教育と女性に着目して研究を行っている⁵。そして、フランス革命は政治文化の革命、という解釈は現在において主たるパラダイムとなりつつあり、そこからフランス革命を分析するための新しい視角が登場している。

(2) 革命をグローバルな視点から見る——環大西洋革命論と世界システム論——

18世紀の西洋世界は大きな転機を迎えた。そのなかでも歴史学において注目されてきたのは、イギリスで起きた産業革命と、本稿の研究対象であるフランス革命である。従来この二つの事象は十分に関連づけられることはなく、イギリスの経済発展に対してフランスが「遅れ」ていることの現われであると考えられた。このような考え方は、歴史を国家や国民を単位として発展していくものととらえる一国史観的な理解や、それぞれの国が同じ段階を経て発展していくと考える単線的発展段階論の立場に基づくものであった。前節で述べたブルジョワ革命論は、その典型として位置づけることができる。

しかし、こうした見解に対して、イギリスとフランスの両国の歴史を一体のものとして見ようとする立場からの批判が寄せられた。イギリスの産業革命とフランス革命という二つの出来事をほぼ同時に起こった二重革命として理解し、産業革命の工場化の波と、フランス革命がもたらした自由・平等・基本的人権といったイデオロギーとが車の両輪となってヨーロッパを中心とする近代世界を作り出していったという理解が提示されたのである。

しかしながら、この見解もイギリスやフランスにのみ焦点をあてたヨーロッパ中心史観に陥るという問題点を孕んでいた。そこでイギリスとフランスの両革命に、アメリカ独立革命やラテンアメリカ諸国の独立を加え、18世紀後半から19世紀初頭にかけて大西洋を囲む地

³ [竹中 2014 ; 77-89 頁]。

⁴ [佐藤ほか 2011 ; 145 頁]。

⁵ [小林 1997]。

域で一連の革命が起きたとする環大西洋革命論が提起されることとなる⁶。

1970年代以降、従属理論を軸として、イマニュエル・ウォーラステインが世界システム論を提唱した。従属理論とは、先進的な中心部と低開発的な周縁部とが同時平行的に存在するという理論である。世界システム論は、従属理論をさらに発展させ、人間の社会行動の分析単位を「社会システム」とした。国民国家を自明の分析単位とせず、世界経済という観点に立ち、経済的にはすべての領域が市場経済を通じて一体化する反面、内部には多数の政治的単位分立が存在すると捉える視角である。「核」・「周縁」・「半周縁」などがこの議論の地域区分として挙げることができる。

こうして、環大西洋革命論と世界システム論に基づいてフランス革命をとらえる視点が登場したのである。世界システム論は、グローバルな分業体制におけるラテンアメリカの位置づけを明確にし、環大西洋革命論はラテンアメリカの革命とイギリス・フランス・アメリカの革命の連関性を明確にした。したがって、この二つの研究動向を参照することは、フランス革命（とくにその理念、人権宣言）や、ラテンアメリカの革命に関する教科書記述の再検討に資するものとなるだろう。

(3) フランス革命史研究の動向をふまえて

「はじめに」で述べたように、フランス革命の教科書記述において、特にわれわれが注目したのは人権宣言とラテンアメリカでの動向である。第2章では政治文化論の展開によって登場した新たな視角のひとつである「公教育」の問題を意識しつつ、フランス革命期の女性や子ども、黒人奴隸の問題を考察し、人権宣言の記述の見直しをはかる。第3章では環大西洋革命論・世界システム論の議論を踏まえ、フランス革命とラテンアメリカの諸革命との連動についてその実態を確認し、ラテンアメリカの諸革命に関する教科書記述を検討する。

第2章 フランス革命と人権宣言

(1) 教科書記述の検討——フランス人権宣言——

具体的な検討に移る前に、あらかじめフランス人権宣言の主要な箇所を提示しておこう⁷。

第1条：人間は自由であり、権利において平等である。

第2条：政治的結合は（自由・所有・安全・圧制への抵抗）の保全を目的とする。

第3条：すべての主権の根源は、本質的に国民に存する（国民主権）。

⁶ [川北 1997；3-5 頁]。

⁷ [河野 89；105-108 頁] を参考にまとめている。

(中略)

第 17 条：所有権は、神聖かつ不可侵の権利である。

次に、主要な教科書における「人権宣言」についての記述を検討していく。具体的には、いずれの条文について、どのような取り上げ方をしているかという点に着目して比較を行う。

まず、第一学習社であるが、第 1 条、第 3 条、第 17 条を「人間の生まれながらの自由・平等、私有財産の不可侵、国民主権の原則を示した」として、本分中にて簡潔にまとめる形で紹介する⁸。次に実教出版は、第 1 条から第 4 条までを和訳した条文をそのまま掲載する形で紹介する⁹。ちなみに第 4 条とは「自由」について定義した条文である。東京書籍は本文中では人権宣言の内容にふれず、第 1 条、第 3 条、第 17 条について和訳した条文を掲げている¹⁰。山川出版は第 1 条、第 3 条、第 17 条を本文にて「人間の自由と平等、人民主権、所有権の不可侵」として簡潔に紹介したうえで、更に第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 6 条、第 17 条の和訳した条文を掲載している。人権宣言それ自体に関しては「旧体制の終わりと市民革命の原理を明らかにした宣言」であるとして、総括的な評価を加えている点が特徴的であると言えよう¹¹。最後に帝国書院であるが、本文中では特に人権宣言の内容には言及せず、和訳した第 1 条から第 3 条までの条文をそのまま掲げている¹²。

世界史 A の教科書においては、そのほとんどが人権宣言の第 1 条、第 3 条、第 17 条を明記している。また、『市民のための世界史』を見てみると、人権宣言の条文は抽出しておらず、第 1 条の基本的人権の尊重、第 3 条の国民主権、第 17 条の私有財産の不可侵については本文中で紹介されている。加えて、革命派の「自由・平等・友愛（兄弟愛）」という理念を、近代世界の根底をなしている人権思想として評価しているのも特筆すべき点であろう¹³。

このように各社の教科書と『市民のための世界史』の記述内容についてまとめていくと、人権宣言の条文の内、基本的人権の尊重・国民主権・私有財産権の三つを特に掲げているという点を改めて指摘することが出来よう。

各社の教科書記述の特徴を指摘したところで、具体的な記述内容の検討に入っていきたい。人権宣言に記され、教科書において強調されているところの基本的人権の尊重・国民主権・私的財産権の思想は、今日の世界において人々に広く受け入れられているものである。したがって、授業を受ける高校生にとっても非常に理解しやすいものであろう。革命によってアンシャン・レジーム（旧体制）は崩れ去り、現代につながる先駆的思想が登場するという非常によく出来たストーリーが示されているのである。

しかし、ここで少々立ち止まって考えたいことがある。一つは、はたして当時のフランス

⁸ [向山ほか 2011 ; 77 頁]。

⁹ [木畠ほか 2011 ; 86-87 頁]。

¹⁰ [加藤ほか 2011 ; 74-75 頁]。

¹¹ [柴田ほか 2011 ; 92-93 頁]。

¹² [岡崎ほか 2011 ; 92-93 頁]。

¹³ [大阪大学歴史教育研究会 2014 ; 153-155 頁]。

人は、はるか未来を見据え、そこで通用する普遍的思想を生み出そうとしたのだろうかという点である。もう一つは、「homme」（人）及び「citoyen」（市民）の権利の一覧であると謳われる人権宣言は、すべての「人々」の権利を保障していたのか、という点である。

以上の問題を考えるために、本章ではとくに人権宣言から「排除」されていたと言われる女性・子ども・黒人といった存在に着目することで、教科書的な理解の背後に存在する、「時代性」に規定された歴史的事象としてのフランス革命の実像に迫ってみたい。

(2) 人権宣言の理念と「排除」の論理

それでは、前節での問題提起をもとに、人権宣言の理念と「排除」の論理の考察へと移っていきたい。まず、人権宣言の成立過程について確認しておこう。人権宣言の正式名称は「人および市民の権利宣言 (*Déclaration des droits de l'homme et du citoyen*)」といい、フランス革命初期の1789年8月26日に国民議会で採択された。その成立においては、自然権思想を根本としたうえで啓蒙思想の影響を受け、直接にはアメリカ独立宣言や諸州の権利章典を範としていたとされる。

ジョルジュ・ルフェーヴエルは、人権宣言とは、アンシャン・レジームを断罪することこそがその第一の目的であったと述べている¹⁴。いくつかの例を対比的に示してみることにしよう。旧体制下では封印状や刑事訴訟手続きの悪用によって不当に囚われる危険性があったために、人権宣言においては個人の人身の自由が保障された。あるいは、旧体制下では法的規定が国王の恣意による歪曲を蒙っていたために、人権宣言では法による支配が強調された。そして、旧体制下では特權が社会的階層性を基礎づけていたために、人権宣言において権利の平等が謳われた。このように、アンシャン・レジーム期の状況と人権宣言の条文との間には密接な関係が見出せるのである。

これに対し、集会と請願の権利に関する規定や、公教育と公的救済の体系化などは、来るべき未来の社会にとって必要なものであっても、旧体制を打破することとは直接的には無関係であるため、人権宣言には見られないである¹⁵。

また、柴田三千雄によれば、人権宣言とは、全国三部会という諮問機関を非合法の実力行使によって変身させることで成立した国民議会が、自己の正当性を理論的に主張した宣言だったという¹⁶。例えば、第2条に見える自然権としての抵抗権を挙げることが出来る。この条目により、国民議会は自分たちが主導したフランス革命とは「人」が皆持っているところの自然権の発露に他ならならず、非合法な行為ではなかったと主張し、革命や革命政府を正当化しているのである。

このように、人権宣言に列挙された権利というのは、けつして後世の人間が考えがちな抽象的・哲学的観念としてのみ理解し得るものではなく、あくまでも眼前にある具体的かつ緊

¹⁴ [ルフェーヴエル 1975 ; 246 頁]。

¹⁵ [ルフェーヴエル 75 ; 249-251 頁]。

¹⁶ [柴田 12 ; 221-222 頁]。

急の課題を解決することを第一の目的としたものだったのである。

革命以後の体制について、当時の人々がまったく思いを巡らなかつたとは言えないが、憲法制定国民議会の中で確固たるコンセンサスがあつたわけではなかつたと捉えるのが実情であろう¹⁷。

以上の検討を踏まえれば、人権宣言をとらえる場合に必要不可欠な観点ではありながら、これまでの教科書記述において見過ごされてきた点が浮かび上がつてくる。それはすなわち、人権宣言が持つところの「時代性」である。

教科書記述においては、近代への画期として、通時代的な抽象的・哲学的観念を提起したものであるという評価を与える記述が散見される。通時的・体系的な記述を目指す教科書においては、人権宣言が結果的に近代への画期として大きな意味を持ったという側面を強調する記述がなされることはやむを得ないことであろう。しかし、それでは一個の歴史的事象でもある人権宣言に正当な評価を加えることは困難である。ある歴史的事象は、それが成立した時代が持つ特質によって規定されるものであり、それは人権宣言も例外ではない。本稿においては歴史的事象としての人権宣言の再評価を提起する立場から、人権宣言の持つ「時代性」を強調しておきたい。

このことを念頭に置きつつ、より具体的に人権宣言の「時代性」に考察を加えていきたい。「時代性」に着目した場合、興味深いのは前節において提起しておいた人々の「排除」の問題である。

既に指摘した通り、人権宣言は実際には全ての人々を包括するものではなく、女性や子供など、人権宣言から排除されている人々が存在した。柴田三千雄によれば、革命により「社団」¹⁸や「身分」といったアンシャン・レジームにおける社会編成原理が崩壊すると、それに替わる新たな編成原理として「性別」や「年齢」が採用されたという¹⁹。女性は「性別」によって、子どもは「年齢」によって区別され、人権宣言の権利保障対象からは排除されることになったのである。

まず、排除された存在のうち女性を取り上げ、その具体像を見ておこう。当時の女性たちは政治集会の傍聴席や政治クラブ、民衆協会等へ積極的に参加しており、女子教育の必要性や女性の権利強化についても積極的に主張が展開されていた²⁰。前章も触れたグージュの活動が、その中でも特筆すべきものとして挙げられよう。グージュは「女性と女性市民の権利宣言」を発表し、そのなかで「人権宣言」が「男権宣言」に他ならないことを看破して批判し、人権の男女平等を要求したのである。しかし、最終的には性別による「自然な」差異を根拠に、女性の政治的権利の拡大は反対され、公的権利獲得は結実しなかつた。それどころか、グージュは上の宣言を起草したために「反革命」と見なされて処刑されてしまうことに

¹⁷ [柴田 12 ; 246 頁]。

¹⁸ 一定の目的のために組織された団体で、その団体自身が社会上一個の单一体として存在し活動するもの（『日本国語大辞典』）。

¹⁹ [柴田 12]。

²⁰ [小林 ; 97 頁]。

なる。このような顛末自体が、当該社会における一般的な認識を端的に示していると言えよう²¹。彼女たちの希望は、革命や人権宣言によっては叶えられなかつたのである。

上記の様なフランス革命における女性の動向そのものは、近年教科書記述にも反映されている。先述のグージュの存在や、ヴエルサイユ行進に女性が参加していたことなどがその例として挙げられよう。しかし、それらはコラムにおいて簡単に取り上げたり、革命期の人物の一人として取り上げられたりしているにすぎない。そのため、革命史全体の流れの中における女性たちの動向の位置という点に関しては曖昧なものになつてゐると言わざるを得ない。こうした問題は、そもそも教科書が人権宣言から女性が排除されていたという事実を明記していないことに起因しているのである。

もうひとつの排除された存在として、黒人奴隸についても触れておきたい²²。1794年2月4日、国民公会によって植民地の黒人奴隸制の廃止が決議された。しかし、それは人権宣言の成立から約四年半も遅れてのことであり、けつして人権宣言の思想が必然的にもたらしたものではない。少なくとも人権宣言に当初から組み込まれていたものではなかつたのである。

詳細は次章で述べるが、黒人奴隸制の問題において転機となつたのは、1791年ハイチ（サン＝ドマング²³）における黒人奴隸の一斉蜂起を発端とする解放運動とハイチ革命の展開であった。この混乱に乘じ、スペインとイギリスがハイチ奪取を目的として軍事侵攻を起こしており、当該期のフランスは極めて深刻な植民地喪失の危機に直面していた。黒人奴隸制の廃止決議は、まさにこうした植民地喪失の危機打開のためになされたのである²⁴。したがつて、もしハイチがさほど重要な植民地でなかつたならば、黒人奴隸廃止決議自体がなされなかつたと見るべきであろう。結局のところ、フランスは現実の状況を受けて必要最低限の対応を行つたにすぎず、フランス革命はその理念によって植民地主義を否定することはなかつたのである。

(3) 人権宣言の相対化——小括に代えて——

本章のまとめに入りたい。まず、本章で指摘してきたことを概括しておくと、革命の主体にとって人権宣言作成の最も重要な目的はアンシャン・レジームの打破と革命の正当化であり、けつして遠い将来を見通した普遍的思想を打ち立てることではなかつた。したがつて、彼らにとっては、女性や子供を人権宣言から「排除」することは必然であった。また黒人についても、奴隸制維持のために人権宣言の理念から「排除」されたのは同時代的には必然で

²¹ [浜 15；51 頁]。

²² 以下、[浜 15] の論考に沿いつつ概観していく。

²³ カリブ海のイスパニョーラ島の西側半分が現在のハイチであるが、「ハイチ」という名称は独立後のもので、フランス領時代は「サン＝ドマング」と称された。以下本文では、混乱を避けるため、基本的に「ハイチ」で記載を統一する。

²⁴ 当該事件の詳しい経緯については、第三章において述べる。

あったと言える。フランス革命・人権宣言に関する教科書記述において特に必要なのはそのような時代の規定性=「時代性」の強調であると考える。

本章を締めくくるにあたって、「時代性」と対置されうるフランス人権宣言の「普遍性」について付言しておきたい。フランス人権宣言を現代にも通じるものとする見方は、フランス革命が通時代的に見て、近代国家の夜明けとして成功したからこそその評価であり、革命が打倒されていれば人権宣言の理念は現代において「普遍」足り得なかったと言うことも可能であろう。つまり、今日において強調されている「普遍性」とは多分に後世の評価に過ぎない場合が往々にしてあり、フランス革命は確かに歴史上の重要なターニングポイントであったが、そればかりを強調するべきではないと考える。

第3章 フランス革命とラテンアメリカ

(1) 教科書記述の検討——ラテンアメリカの革命——

この章では、フランス革命とラテンアメリカの革命の関係について見ていくが、その際、特にハイチ革命に注目して、この問題を考えてみたい。

まずは教科書記述の比較検討を行うが、ここでは特に以下の二点に着目して教科書比較を行う。一点目は、ハイチ革命にいたる経緯（特にフランス革命などとの関連）と革命の展開、二点目は、ハイチ革命の影響である。

一点目について、まず、第一学習社では、「フランス革命とナポレオン戦争は、このようなラテンアメリカの植民地社会に変革をもたらした」とする。また、ハイチがフランス領で、世界有数の砂糖生産地であることに言及しつつも、革命におけるその意義は不明である²⁵。次に、実教出版では、「アメリカ独立革命とフランス革命の影響を受けて、19世紀はじめから独立運動がおこった」としており、黒人奴隸制廃止とナポレオンによる奴隸制復活についての記述は特徴的である²⁶。東京書籍では、「ラテンアメリカでは、植民地本国の動搖を前に、各地で独立の気運が広がった」と記述し、こちらも黒人奴隸制の廃止、ナポレオンによる奴隸制復活に言及している²⁷。山川出版の記述では、「18世紀末からは革命の時代に影響されて、独立の気運がラテンアメリカにも高まった」とし、ハイチ独立の経緯についてはほとんど言及がない²⁸。帝国書院では、「フランス革命がおこると自由・平等の理想がこのフランス植民地にも広まり」、ハイチ革命に到るとしており、黒人奴隸解放とハイチ独立の二段階を明示しているのは注目される²⁹。最後に『市民のための世界史』では、「植民地喪失の

²⁵ [向山ほか 2011 ; 82 頁]。

²⁶ [木畑ほか 2011 : 92 頁]。

²⁷ [加藤ほか 2011 ; 80 頁]。

²⁸ [柴田ほか 2011 ; 108 頁]。

²⁹ [岡崎ほか 2011 ; 98 頁]。

危機」に言及していることが特に注目される³⁰。

続いて二点目について、第一学習社、実教出版、山川出版、帝国書院は、直接ハイチ革命の影響については言及していない。東京書籍では、ハイチ独立の衝撃についてふれ、奴隸貿易廃止を促しつつ、奴隸制廃止には長く至らなかつたと記述する。また、ハイチ独立後のフランスが、アメリカにルイジアナを売却したという記述は特徴的である³¹。『市民のための世界史』では、ハイチでの解放奴隸独立のインパクトと、その回避に言及されていることが特筆すべき点であろう³²。

以上のような教科書記述の比較をまとめると、以下のようになる。まず一点目、ハイチ革命をはじめとするラテンアメリカ諸国の独立革命について、フランス革命等との連関性を意識した記述は一般化しているといえよう。しかし、多くの教科書記述が、フランス革命の気運・理念から順接的に、ハイチ革命などの諸革命に結びつくような記述になっている点には注意したい。ハイチ革命の展開の記述についてはばらつきがあり、比較的踏み込んだ記述も注目されるが、重要と思われるトピックについては次節以降で詳述する。

続いて二点目であるが、ハイチ革命の影響について明示された教科書記述はほとんどない。しかし本稿では、後述するように、ハイチ革命の影響について言及することが、環大西洋圏の諸革命の連関を理解する上で重要であるほか、ハイチ革命以外のラテンアメリカ諸国の独立が、「クリオーリョ革命」（植民地生まれの白人による独立革命）として結実していくという問題を考える際にも重要であると考え、特に注目していきたい。以下、本章においては、フランス革命とハイチ革命に関する研究を参照し、教科書記述上の問題点について検討していきたい。

（2）フランス革命とラテンアメリカ——特にハイチ革命に着目して——

本節では、ハイチ革命の展開について、フランス革命との連関に留意しつつ、具体的に確認していきたい。1791年8月14日、ハイチにおいて「カイマン森の儀式」と呼ばれる集会があったと言われる。これは伝承であるため、儀式自体の実否は不明であるが、同じ年の8月22日には、実際にハイチ北部のアキュルというプランテーションの奴隸脱走を機に蜂起が拡大した³³。このハイチでの黒人奴隸蜂起は、大きく二段階に分けられる。

第一段階は、黒人奴隸制の廃止を目指した段階である³⁴。前章でもふれたように、黒人奴隸は人権宣言からは排除された存在であった。これは当時のフランスが黒人奴隸制を存続させ、植民地の維持を優先させたことを意味している。例えば、1788年2月にパリで設立さ

³⁰ [大阪大学歴史教育研究会 2014；155頁]。

³¹ [加藤ほか 2011；80-81頁]。

³² [大阪大学歴史教育研究会 2014；155頁]。

³³ [浜 98；103-116頁]、[浜 03；19-68頁]、[浜 07；24-34頁]など。

³⁴ 以下、ハイチ革命の第一段階については [浜 98；65-206頁]、[浜 03；69-126頁]、[浜 07；34-43頁] を参照。

れた「黒人友の会」も、当初は黒人奴隸貿易と黒人奴隸制の廃止を訴えるが、1790年に国民議会に提出した「公開状」では、奴隸貿易の廃止は訴えるものの、黒人奴隸の解放にまでは言及しなかった。

しかしながら、ハイチにおける黒人奴隸蜂起の報にふれると、新たな論調も登場してくることとなる。例えば『パリの革命』紙には、黒人の自由要求を正当とする匿名記事が載り、ジャン・ポール・マラーは『人民の友』で、奴隸蜂起を擁護し、黒人の「自決権」を主張した。革命議会議員の中にも、ブラン・ジリーのように、有償ではあるが段階的な奴隸解放を主張する者も登場し、パリでは奴隸制を求めるキャンペーンも展開されることとなる。その結果、1792年3月24日の法令では、「有色自由人」については法的平等が認められたが、やはり黒人奴隸については待遇改善に関する方策すら盛り込まれなかつた。

こうした状況を打破する大きな転換点となったのが革命戦争である。1792年以降、ヨーロッパではフランスと周辺諸国との間で革命戦争が展開された。このヨーロッパにおける革命戦争は、やがてカリブへ波及し、イギリス軍やスペイン軍がカリブのフランス領植民地に進攻してくるという、フランス植民地喪失の危機を招いた。具体的には、スペイン軍がハイチの東隣サント=ドミングから進攻しており、イギリス軍はフランス領マルティニクに攻め込んだ後、ハイチへの進出を狙っていた。こうした状況下、ハイチの白人たちの中には、黒人奴隸制維持を確約するイギリス軍に同調する動きも現れてきていた。このような危機の打開策として黒人奴隸のフランス軍編入が実施され、その代償としてフランスは黒人奴隸の解放を決定するのである。

以上の点により、黒人奴隸制の廃止は人権宣言の論理必然的帰結ではなく、フランスの植民地であるハイチの死守という経済的・軍事的・外交的動機による窮余の策であったことが分かるだろう。

次に、ハイチ革命の第二段階である、「ハイチ独立」に至る経緯について確認していきたい³⁵。先に述べたように、ハイチの黒人奴隸は解放され、カリブのグアドループや南米大陸のギアナなど、他の植民地でも奴隸解放は進んでいく。ただし、これには例外も存在し、王党派が支配的だったインド洋上のレユニオンやフランス島では白人の執拗な抵抗があり、マルティニクではイギリス軍占領下であったため奴隸解放は果たされていなかった。このうちマルティニクは、1802年3月27日のアミアン条約でフランスに返還されることになるのだが、このことは、奴隸制問題が再浮上するきっかけともなった。

そしてこうした状況の中、5月20日の法令によって、ナポレオンは黒人奴隸制の維持と、黒人奴隸貿易の復活を決定するのである。ナポレオンは、1803年3月12日の国務院での演説で、黒人奴隸制廃止を決議した国民議会を「偽善」として批判しており、他にも黒人やムラートが許可なく入国することや白人と黒人の結婚を禁止し、肌の色を嫌ってムラートの将軍を解任するなど、人種差別主義的な面があつたことが指摘されている。

³⁵ 以下、ハイチ革命の第二段階については〔浜 03 ; 127-161 頁〕、〔浜 07 ; 43-51 頁〕を参照。

ナポレオンはこれ以前の 1801 年 10 月 31 日にハイチへの遠征命令を出しているが、これは同年 7 月 8 日にハイチで出された憲法をきっかけとしている。この憲法はフランスへの「同化主義」の立場をとっている一方、自律的な権力構築を可能にする条項（立法・行政・司法三権）や、総督の大権などを記していたため、ナポレオンはこれを事実上の独立宣言であるとして激怒し、遠征を命じたのである。しかし、この遠征では実際の戦闘においてハイチ革命軍のほうが優位に立ち、ハイチは独立にむかっていくこととなる。

ここで、こうした展開の背景にある、当時の環大西洋地域におけるハイチの位置づけについて確認しておこう。当時、西ヨーロッパ・アフリカ西岸部・南北アメリカ間で大西洋奴隸貿易が行われており、カリブはこの三角貿易の要であった。西ヨーロッパから綿製品や金属製品や酒類等が輸出され、アフリカ西岸部で奴隸と交換される。そして、奴隸は南北アメリカで売却され、替わって砂糖・コーヒー・綿花・タバコ等が西ヨーロッパに運ばれた。このような環境下で、カリブ地域ではヨーロッパ資本がアフリカ人の奴隸労働力を用いてプランテーション³⁶を行っており、なかでもハイチは最大の奴隸制植民地であった。つまり、ハイチを含むカリブ地域は、大西洋を挟むヨーロッパ・アフリカ・南北アメリカの市場経済の中で周辺化され、世界市場向けの商品作物とその加工品を生産する役割を担う、従属的な周辺地域として「近代世界システム」の重要な構成部分となっていたのである³⁷。

では、フランスにとってのハイチはどのような存在だったのだろうか。ハイチは、フランスの輸出入の大きな比重を占める西インド植民地の一つであるが、特にハイチの比重は大きかった。例えば 1788 年のフランス輸出入総額約 11 億ルーブルの内、フランス領西インド植民地との貿易は 25%（2 億 7000 万ルーブル）で、さらにそのうち 8 割強はハイチが占めていたという。フランスの輸出総額も、植民地物産の輸出手合計がフランス国内産の繊維製品や飲料の輸出手合計を上回っており、当時のフランスが対ヨーロッパ貿易で黒字を維持していたのも、西インド諸島の產品によるとされているのである³⁸。

また、例えばハイチの東隣にはスペイン領サント＝ドミンゴが、西側にはスペイン領キューバやイギリス領ジャマイカがあるように、フランスのライバル国であるイギリスやスペインの植民地もハイチ周辺にあったため、外交・戦略上においてもきわめて重要であったということがいえる³⁹。

以上のように、大西洋を挟む市場経済の中で重要な位置を占めたハイチであるが、このハイチでの革命はどのような影響をもたらしたのかという点について見ていきたい。まず、フランス、そしてヨーロッパ諸国へのインパクトとしては、イギリスとフランス間の抗争への影響があげられる。両者の関係は、すでに七年戦争の敗北によりフランスが劣位にあったが、ハイチの独立によるフランス植民地帝国の崩壊は、その状況に追い打ちをかけ、植民地霸権

³⁶ ここでは砂糖やコーヒー等の熱帯商品作物を中心に生産を行う大規模な農業経営のこと。

³⁷ [浜 07 ; 53-69 頁]。

³⁸ [服部 92 ; 107-155 頁]、[浜 07 ; 69-73 頁]。

³⁹ [浜 07 ; 73 頁]。

争奪抗争におけるイギリスの優位確立を導くこととなった⁴⁰。

では、ラテンアメリカ諸国に対する影響はどのようなものであったのか。ハイチ革命は単にその後のラテンアメリカ諸国独立を導いたわけではなく、むしろハイチ革命に対する反動を招いたという点が注目される。

ラテンアメリカ各地では、はじめハイチの黒人奴隸蜂起の影響を受けて、黒人奴隸などの解放運動が展開された。例えば、ヴェネズエラ北部カリブ海沿岸コロでは、1795年5月、黒人・ムラート・インディオが大農園を襲い、奴隸解放と減税を要求するとともに、「フランス人の法律」の導入も目指して蜂起した。また、ブラジルでは、1798年8月、フランス革命の思想に影響されて秘密結社「光の騎士団」が組織され、政治的自由と共和主義を勧説した白人エリート層の動きに、兵士や小作農民、ムラートや自由黒人のほか多数の奴隸が加わり、自由・平等、自由貿易、租税の軽減、兵士の給料増額などのほか、奴隸制反対の要求を掲げた、「バイーアの陰謀」という事件も勃発する。しかし、こうした運動については、ことごとく鎮圧されてしまい、ハイチ革命以後、黒人による独立は成功しないのである。これは、ハイチ革命への警戒、「反革命」動向によるものであった。例えば、ヴェネズエラ独立運動の中心的指導者であったフランシスコ・デ・ミランダは、無政府状態と革命体制、「サン=ドマングの二の舞」への警戒心を示している。同じくヴェネズエラの独立運動に関わったシモン・ボリバルは、はじめ独立運動の資金援助先としてハイチからの援助とりつけていたため、当初はハイチ側の奴隸解放要求を受けて、解放軍に編入された奴隸に限って解放していた。しかし、ボリバルの態度は次第に後退し、「有色人支配」への極度の警戒を示していくこととなる。ボリバルの書簡に見られる「黒人の蜂起はスペインの侵略よりも千倍も有害だ」(1826-28知人宛書簡)という文言はこのことを象徴的に示していると言えるだろう。実際にボリバルは、ムラートや黒人の軍人を相次いで処刑していった他、人種的均衡を回復するために非アフリカ系(ヨーロッパとアジア)移民の導入をも示唆したのである。多くの教科書記述にあるようなラテンアメリカ諸国の「クリオーリョ革命」は、こうしたハイチ革命に対する反動により導かれたともいえるだろう⁴¹。

(3) ハイチ革命への着目——小括にかえて——

以上のように、ハイチは大西洋を挟む市場経済上重要な地域であったカリブに所在しており、フランスにとって最も重要な植民地の一つであった。その重要性ゆえに、植民地死守の代償として黒人奴隸廃止決議が果たされたが、ナポレオン統治下の人種差別的政策への反動を機に、フランスの意図を越えてハイチ独立にまで至る。このハイチ独立はフランスに大きな打撃を与え、植民地覇権争奪抗争におけるイギリスの優位を決定的にした。また、ラテンアメリカ全体に革命の影響を与えた反面、ハイチ革命の二の舞を恐れる「反革命」をも呼び

⁴⁰ [服部 92 ; 107-155 頁]、[浜 07 ; 73-76 頁]。

⁴¹ [浜 98 ; 233-292 頁]、[浜 03 ; 175-195 頁]、[浜 07 ; 94-102 頁]。

起こし、ラテンアメリカ諸国の独立が、「クリオーリョ革命」として結実していくことの要因ともなるのである。

最後に、以上のような検討をふまえて、教科書記述に盛り込むべき点を指摘したい。環大西洋革命から見たハイチ革命記述については、フランス革命との連関や、世界史的なインパクトがどのようなものであったのかということを明確に示す必要がある。第一に「植民地喪失の危機」（フランスにとって重要な植民地の一つである、ハイチ喪失の危機）という状況の中、黒人奴隸解放が成し遂げられたこと。第二に、フランスがハイチという重要な砂糖プランテーションを喪失したことにより、イギリスとの対立におけるフランス劣位が決定的になったこと。第三に、ハイチ革命の影響と警戒は、結果としてラテンアメリカの諸革命が「クリオーリョ革命」へと結実していく要因ともなったことである。

おわりに

本稿では、現状の教科書がフランス革命をどのようにとらえ、記述しているのかを明らかにし、その課題、そして研究成果を教科書記述に反映するためにはどうすべきかを探ってきた。現状の教科書記述は近代の画期としてのフランス革命を強調しており、その教科書記述のストーリーとしては、フランス革命において、近代世界に普遍性をもつ人権宣言が発布され、そしてフランス革命の理念、気運から必然的に独立を果たしていくラテンアメリカという分かりやすいストーリーで描かれている。しかし、本稿においては、最新の研究成果に学びながら、人権宣言や環大西洋革命の、より実態的な記述をこころみた。そして、本稿の成果として、次のような教科書記述を提案したい。

◆人権宣言

国民議会は人権宣言を発布し、自由・平等、国民主権、所有権の不可侵などを提示した。

これらは現代社会にも通ずる原理である。しかし、彼らの目的は、アンシャン・レジームを否定し、革命をいかに正当化するか、といった差し迫った問題を解決することであった。また、国民議会がつくり出した人権宣言が示す「人」「市民」はすべての人間を意味するわけではなく、それに含まれない人々（女性、黒人など）もいた⁴²。

◆ラテンアメリカ（ハイチ革命）

宗主国フランスでの革命の影響を受けて、ハイチでは黒人奴隸の蜂起が起こった。ヨーロッパの革命戦争がカリブに波及するなか、フランスは「植民地喪失の危機」に直面し、黒人奴隸制の廃止決議に踏み切った。しかし、ナポレオンが奴隸制を復活させたために、

⁴² このような記述をとれば、フランス革命の「時代性」すなわちネガティブな側面ばかりを強調しすぎではないか、という誹りも免れ得まい。しかし承前の通り、通時的な記述ばかりを目指す教科書に対する一対案として、このような教科書記述を提案したい。

ハイチは独立のための闘争を続け、1804年に世界初の黒人共和国として独立した。以上のようにハイチ革命の帰結はフランス革命の理念から必然的に導き出されたものではなかった。ハイチの独立の結果、フランスは重要な植民地を失い、植民地権益におけるイギリスの優位性をより高めることとなった⁴³。

最後に、今回の教科書記述に関連して、現代のハイチの問題にも付言しておきたいと思う⁴⁴。本論で述べたように、ハイチ革命は、環大西洋革命の中でも重要な意味をもった特筆すべき革命である。こうした輝かしい歴史を持つハイチであるが、実は現在、世界の最貧国の一であり、貧困・低開発の代名詞ともなっているのである。

このハイチの現状をもたらした要因としては、以下の二点があげられるだろう。一つ目は、国民的統合の欠如や国家の自立性の欠如、対外依存の体質であり、これは端的に言えば、植民地時代との連続性と理解できる。植民地時代のモノカルチャーや、人種的関係が強く残存しており、「脱植民地化」が未完のままなのである。

二つ目は、フランスに対する多額の賠償金である。第三章で述べたとおり、ハイチ革命のインパクトは、周辺諸国の「反革命」動向をも喚起するのである。こうした状況の中、ハイチは国際的に完全に孤立してしまうことになる。この厳しい状況を打破するために、ハイチは完全に決別したはずの、かつての宗主国フランスに対し、その承認を得なければならなくなり、フランスから莫大な賠償金を要求されることとなるのである。

ハイチだけがこれほどの最貧国となってしまった原因是、こうした側面だけでは十分に説明しきれないかもしれないが、この問題は実際に、現代の政治課題として浮かび上がってくるのである。2002年4月、当時のハイチ大統領であったアリストイドは、フランスに対して「返還と補償」を要求し、ハイチの困難な国情の歴史的淵源である植民地時代の責任を問うた。この要求は、結局フランス側の「ドゥブレ委員会報告書」で拒否され、ハイチでの政変との相まって結局この問題は沙汰やみとなってしまうのであるが、決して無視し得ない問題であるだろう。

こうした問題を考慮すれば、今回提示した教科書記述の問題は、地理歴史科の「地理」教科における開発問題にも関わる他、栄光のフランス革命の裏側を見つめることが、現代にも通じる問題に目を向けることにつながるのではないだろうか。

⁴³ ハイチ革命について、教科書記述の比重の問題はあるが、今回は、ハイチ革命の記述を充実させることができ、フランス革命の理念の相対化や「クリオーリヨ革命」理解などにもつながると考え、敢えて詳細な記述に拘った。また、ここではあくまでハイチ革命部分の教科書記述としての提案であるため、「クリオーリヨ革命」とのつながりについては、その後の諸革命の展開に関する記述中の言及を念頭に置き、省略している。

⁴⁴ 以下、現代のハイチの問題については、〔浜 98；233-292頁〕〔浜 03；175-236頁〕〔浜 07；77-102,123-145頁〕参照。

参考文献

はじめに

文部科学省

2010 『高等学校学習指導要領解説 地理歴史編』

第1章

川北稔

1997 「環大西洋革命の時代」、『岩波講座世界歴史』17、岩波書店

小林亜子

1997 「フランス革命・女性・基本的人権——「公教育」と統合/排除のメカニズム」、樺山紘一ほか編『岩波講座 世界歴史』17、岩波書店

佐藤彰一・中野隆生編

2011 『フランス史研究入門』、山川出版社

柴田三千雄

1983 『近代世界と民衆運動』、岩波書店

竹中幸史

2014 「過ぎ去ろうとしない革命——フランス革命二〇〇周年以後の日本における革命史研究」『歴史評論』765、校倉書房

望田幸男ほか編

1993 『西洋近現代史研究入門』、名古屋大学出版会

第2章

小林亜子

1997 「フランス革命・女性・基本的人権——「公教育」と統合/排除のメカニズム」、樺山紘一ほか編『岩波講座 世界歴史』17、岩波書店

柴田三千雄（福井憲彦・近藤和彦編）

2012 『フランス革命はなぜおこったか』、山川出版社

浜忠雄

2015 「ハイチから見た『人権宣言』」、『歴史学研究』938
ルフェーヴェル・G（高橋幸八郎・柴田三千雄・遅塚忠躬訳）

1975 『1789年——フランス革命序論』、岩波書店

第3章

明石紀雄

1993 『トマス・ジェファソンと「自由の帝国」の理念』、ミネルヴァ書房
竹中幸史

2014 「過ぎ去ろうとしない革命——フランス革命二〇〇周年以後の日本における革命史研究」、『歴史評論』765

服部春彦

1992 『フランス近代貿易の生成と展開』、ミネルヴァ書房

浜忠雄

1997 「ハイチ革命とラテンアメリカ諸国の独立」、『岩波講座世界歴史』17、岩波書店

1998 『ハイチ革命とフランス革命』、北海道大学出版会

2003 『カリブからの問い——ハイチ革命と近代世界』、岩波書店

2007 『ハイチの栄光と苦難——世界初の黒人共和国の行方』、刀水書房

教科書

向山宏ほか編

2011 『世界史 A』、第一学習社

木畠洋一ほか編

2011 『新版 世界史 A』、実教出版

加藤晴康ほか編

2011 『世界史 A』、東京書籍

柴田三千雄ほか編

2011 『世界の歴史 世界史 A』、山川出版社

岡崎勝世ほか編

2011 『明解 新世界史 A』、帝国書院

大阪大学歴史教育研究会編

2014 『市民のための世界史』、大阪大学出版会

執筆分担

はじめに：浮田

第1章：道越

第2章：安東

第3章：田村

おわりに：安東・浮田・田村・道越

[資料 1] 第一学習社『世界史 A』(向山宏ほか編、2011年) 76-77 頁抜粋

三部会は聖職者（第一身分）、貴族（第二身分）、平民（第三身分）の三つの身分からなっていたが、第三身分には大商人などの上層市民や富裕農民から、職人・労働者や貧農・小作農までがふくまれ、非常に多様であった。

1789年5月、ヴェルサイユで三部会が開かれると、議決方法の対立から、第三身分の議員は新たに国民議会をつくり、憲法制定まで解散しないことを約束した（**球戯場の誓い**）。貴族や聖職者のなかにもそれに同調する者がでたため、国王はやむなく国民議会を認めた。その指導者は大商人と、ラ＝ファイエットやミラボーら貴族出身者で、啓蒙思想を理解し、アメリカ独立革命に影響を受けていた。

国王が国民議会を弾圧するために軍隊を召集すると、1789年7月14日、パリの民衆はバステイユの要塞をおそい、武器・弾薬をうばった。

この事件はただちに全国に広まり、農村では領主の館がおそわれた。1789年8月、この事態をしずめるため、国民議会は領主の封建的特権の廃止を決議した。さらに人権宣言を探査し、人間の生まれながらの自由・平等、私有財産の不可侵、国民主権の原則を示した。

[資料 2] 実教出版『新版 世界史 A』(木畠洋一ほか編、2011年) 86 頁抜粋

革命前のフランス社会では、特権身分である第一身分（聖職者）と第二身分（貴族）が免税や年貢を徴収する特権をもち、人口の98%を占める第三身分（平民）は重税に苦しんでいた。財政難にあえぐ国王ルイ16世は特権身分への課税を試み、1789年5月、三部会を召集した。すると、こんどは身分別議決法をめぐって第三身分が、特権身分とはげしく対立した。第三身分は国民議会を新たに結成し、**球戯場の誓い**で憲法制定をめざすことを誓いあつた。

パリの民衆は、1789年7月にバステイユ監獄を襲撃し、フランス革命がはじまった。自由主義貴族とブルジョワジー（裕福な市民）からなる議会は、ラファイエットを中心に、封建的特権の廃止と人権宣言を議決した。

[資料 3] 東京書籍『世界史 A』(加藤晴康ほか編、2011年) 74 頁抜粋

革命前のフランス絶対王政は、アンシャン・レジーム（旧制度）とよばれ、人々は特権身分である第一身分（聖職者）、第二身分（貴族）と、政治上、何の権利ももたぬ平民である第三身分とにわかれていた。革命の動乱へのきっかけは貴族の王権への抵抗だった。アメリカ独立戦争への参戦により、フランスの国家財政は七年戦争以来の困難をさらに深めていた。その立て直しをはかったルイ16世の財政改革のこころみに抵抗し、貴族たちは免税などの特権を守るため、1615年以来ひらかれていなかった身分制議会である三部会の召集を要求した。

1789年5月、三部会はヴェルサイユに召集された。だが集まった第三身分の代表は、政治的権利の拡大をめざし、特権身分と対立し、自分たちの部会を国民議会と名のつて憲

法制定をめざすことを誓った（球戯場の誓い）。国王はやむなくこれをみとめ、聖職者や貴族も合流して憲法制定国民議会が成立した。しかし、国王は軍隊をパリに集め、議会に圧力をかけようとした。それに対して、7月14日、パリの民衆が蜂起してバスティーユ牢獄を襲撃した。また、これについて地方でも農民の蜂起がおこり、つぎつぎに領主の館がおそわれた。都市民衆と農民の下からの動きにうながされ、8月4日、国民議会は封建的諸権利の廃止を決定、つづいて26日、人権宣言が採択された。

[資料4] 山川出版社『世界の歴史 世界史A』（柴田三千雄ほか編、2011年）92頁抜粋

18世紀のフランスは、身分制度などの特權の網の目におおわれた旧体制（アンシャン=レジーム）のもとにあった。王家はぜいたくな生活をつづけ、第一身分（聖職者）と第二身分（貴族）は、ともに免税などの特權をもつ封建領主であった。第三身分（平民）は、人口の90%を占め、その大部分は農民であり、領主への貢納と国家への税を負担していた。

しかし、第三身分のなかでも商工業や専門職に従事するブルジョワは力をつけていた。また啓蒙思想が広まり、アメリカにおける「專制への抵抗」に共感し、自由経済を求める世論も高まつた。ところが、アメリカ独立戦争への支援によって破綻した財政を再建するために政府が示した改革案には、貴族などへの課税もふくまれていたので、貴族はこれに反対し、王権を制限するため全国三部会の招集を求めた。

1789年5月に招集された全国三部会は採決方法で決裂し、第三身分はみずから国民議会と称して、憲法制定に着手した。折りからパンの値上がりに苦しむパリの民衆は、7月14日、圧政の象徴とされたバスティーユ牢獄を占領し、武器を奪つた。全国各地でも農民が蜂起し、領主の館をおそつた。

こうした情勢に対処するため、8月に国民議会は封建的特權の廃止を決議し、また人権宣言を発表した。これは人間の自由と平等、人民主権、所有権の不可侵をうたい、旧体制の終わりと市民革命の原理を明らかにした宣言である。国民議会はさらに1791年に、制限選挙による立憲君主政を定めた憲法を公布した。こうして有産者の自由主義体制が確立したかにみえた。

[資料5] 帝国書院『明解 新世界史A』（岡崎勝世ほか編、2011年）92頁抜粋

フランスの「^{アンシャン=レジーム}旧体制」では、第一身分の聖職者と第二身分の貴族は免税などの特權をもつ身分で、農民に対しては領主であった。第三身分の平民は政治的発言権がなく、農民は租税に加え教会への税、領主への年貢などの負担に苦しんでいた。経済力を高めながらも自由な営業活動が許されない都市の市民たちの不満も、限界に達していた。

当時、軍事費と宮廷の浪費から国家は破産状態になっていた。国王ルイ16世が特權身分への課税で問題の解決をはかると、特權身分はこれに反対し、王に三部会の開催を約束させた（貴族の革命）。しかし、1789年、三部会が開かれると、第三身分とこれに同調する貴族・聖職者の議員が、特權身分の三部会支配に反対して国民議会を結成し、憲法制定へと動き出した（球戯場の誓い）。議会弾圧のため軍が動員されるとパリ民衆はバスティ

ユ牢獄を襲撃し、革命がはじまった。

パリの状況を聞いて農民も蜂起し、革命が全土に広がった（農民の革命）。国民議会は封建的特権の廃止、人権宣言の発布を行い、立憲君主制と制限選挙を柱とする憲法を制定した（^{ブルジョワジー}市民の革命）。

[資料 6] 実教出版『新版 世界史 A』（木
畠洋一ほか編、2011年）87頁

Key Person

グージュ 1748~93



女性の権利を宣言した作家
女性作家グージュは、人権宣言の「人間」のなかに「女性」が含まれていないことをきびしく批判し、みずから「女人権宣言」を執筆して女性の人権と参政権を主張した。同時に、ロベスピエールの恐怖政治を批判した彼女は、女性はギロチン台にのぼる権利をもつだから、満壇にのぼる権利ももつべきであると述べた。しかし女性の権利は認められず、彼女はギロチンで処刑された。

[資料 7] 東京書籍『世界史 A』（加藤晴康
ほか編、2011年）75頁

